

熊本県公報

第13192号
令和4年(2022年)
12月27日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○救急病院に関する認定	(医療政策課) 2
○都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市計画課) 2
○都市計画事業の事業計画の変更認可	() 2
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(自然保護課) 2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 3
○土砂災害警戒区域の指定	() 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 4
○土砂災害警戒区域の指定	() 5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 5
○土砂災害警戒区域の指定	() 6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 7
○土砂災害警戒区域の指定	() 7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 9
○土砂災害警戒区域の指定	() 10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 10
○道路の区域変更	(道路保全課) 11
○道路の区域変更	() 12
○道路の区域変更	() 12
○道路の供用開始	() 12
○道路の供用開始	() 13
○まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度に おける知事管理漁獲可能量	(水産振興課) 13
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 14
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 14
○農用地利用配分計画の認可	() 14
○農用地利用配分計画の認可	() 15
○令和4年度(2022年度)「首都圏等における“熊本地震 からの復興プロモーション”」業務委託にかかる契約相手方 の決定	(広報グループ) 15
登 載 依 頼	
○熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 15
○熊本県議会会議規則の一部を改正する規則	(議会事務局) 16
正 誤	
○令和4年(2022年)11月1日熊本県告示第781号(保 安林の指定に関する予定)中	(森林保全課) 16

告 示

熊本県告示第911号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字下柏299番1、309番7

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下柏299番1・309番7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第912号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿511番地	令和5年(2023年)1月8日から 令和8年(2026年)1月7日まで
医療法人至誠会保利病院	山鹿市古閑984番地	令和5年(2023年)1月8日から 令和8年(2026年)1月7日まで

熊本県告示第913号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・6号下川原茂木根線及び3・6・10号今釜本渡港線
- 3 事業施行期間 平成26年(2014年)10月28日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第914号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 3 事業施行期間 平成29年(2017年)5月2日から令和7年(2025年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第915号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般社団法人熊本県猟友会
熊本市東区錦ヶ丘5-27

上野 誠実

熊本県告示第916号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大窪3丁目1	熊本市北区大窪3丁目	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
大窪4丁目1	熊本市北区大窪4丁目、 熊本市北区大窪5丁目	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
大窪3丁目2	熊本市北区大窪3丁目	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第917号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中尾屋敷	熊本市北区和泉町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
亀ノ甲	熊本市北区和泉町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
松ノ本	熊本市北区和泉町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
貢1	熊本市北区貢町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
貢2	熊本市北区貢町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
貢3	熊本市北区貢町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下硯川	熊本市北区下硯川1丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
筒井前2	熊本市北区大窪2丁目、 熊本市北区大窪3丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
馬狭2	熊本市北区大窪1丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
八景水谷1丁目3	熊本市北区八景水谷1丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
八景水谷1丁目4	熊本市北区八景水谷1丁目	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

(別図1から別図11までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第918号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
春日4丁目6	熊本市西区春日4丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第919号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
近津(3)	熊本市西区松尾町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
下椿原2	熊本市西区西松尾町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
甲塚2	熊本市西区上松尾町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東大谷	熊本市西区谷尾崎町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
春日6丁目	熊本市西区春日6丁目、 熊本市西区池上町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横手町(4)	熊本市中央区横手1丁目、 熊本市中央区横手3丁目、 熊本市西区横手1丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
新町(3)	熊本市中央区段山本町、 熊本市中央区古京町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
古京町2	熊本市中央区段山本町、 熊本市中央区古京町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
二の丸2	熊本市中央区古城町、 熊本市中央区二の丸	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
千金甲2	熊本市西区小島9丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
甲塚3	熊本市西区上松尾町、 熊本市西区中松尾町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
甲塚4	熊本市西区中松尾町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
皆代2	熊本市西区中松尾町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上高橋2丁目	熊本市西区上高橋2丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
谷口3	熊本市西区池上町	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高野山2	熊本市西区池上町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
高野山3	熊本市西区池上町	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
万日山	熊本市西区春日6丁目	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
春日4丁目3	熊本市西区春日4丁目	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
春日4丁目4	熊本市西区春日4丁目	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
春日4丁目5	熊本市西区春日4丁目	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第920号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菖浦川1	熊本市北区植木町山本	別図1のとおり	土石流
菖浦川3	熊本市北区植木町富応	別図2のとおり	土石流
菖浦川2	熊本市北区植木町山本	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第921号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中谷川2	熊本市北区植木町豊岡、 熊本市北区植木町平原	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
中谷川3	熊本市北区植木町豊岡、 熊本市北区植木町平原	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
菖浦川4	熊本市北区植木町富応	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
大平6	熊本市北区植木町平原	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大平7	熊本市北区植木町平原	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
大平8	熊本市北区植木町平原	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大平9	熊本市北区植木町平原	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
鈴麦1	熊本市北区植木町鈴麦、 熊本市北区植木町平原	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中谷3	熊本市北区植木町豊岡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
本村7	熊本市北区植木町豊岡	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西山3	熊本市北区植木町富応	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西山4	熊本市北区植木町富応	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

(別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第922号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
舟底1	熊本市北区植木町豊岡	別図1のとおり	土石流
迎原1	熊本市北区植木町豊岡	別図2のとおり	土石流
迎原2	熊本市北区植木町富応	別図3のとおり	土石流

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第923号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
境木1	熊本市北区植木町豊岡	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
舟底1	熊本市北区植木町豊岡	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
舟底2	熊本市北区植木町豊岡	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
舟底3	熊本市北区植木町豊岡	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中久保1	熊本市北区植木町豊岡	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中久保2	熊本市北区植木町豊岡	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
迎原2	熊本市北区植木町豊岡	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
迎原3	熊本市北区植木町豊岡	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
迎原4	熊本市北区植木町豊岡	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
市尾2	熊本市北区植木町富応	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
市尾3	熊本市北区植木町富応	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中尾3	熊本市北区植木町富応	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

（別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第924号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
清水万石4丁目2	熊本市北区清水万石3丁目、 熊本市北区清水万石4丁目	別図1のとおり	急傾斜の崩壊
池田2丁目6	熊本市西区池田2丁目	別図2のとおり	急傾斜の崩壊
清水岩倉2・3丁目3	熊本市北区清水岩倉2丁目、 熊本市北区清水岩倉3丁目	別図3のとおり	急傾斜の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第925号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
前川3	熊本市西区花園6丁目、 熊本市西区花園7丁目	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
古閑原2	熊本市北区梶尾町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
前田2	熊本市北区梶尾町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
池田4丁目5	熊本市西区池田4丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
清水岩倉2・3丁目1	熊本市北区清水岩倉2丁目、 熊本市北区清水岩倉3丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
清水岩倉2・3丁目2	熊本市北区清水岩倉2丁目、 熊本市北区清水岩倉3丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
清水岩倉3丁目1	熊本市北区清水岩倉3丁目、 熊本市北区兔谷3丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
前川2	熊本市西区花園6丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
花園7丁目6	熊本市西区花園7丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
花園7丁目7	熊本市西区花園7丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
池田4丁目6	熊本市西区池田4丁目	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
池田4丁目7	熊本市西区池田4丁目	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
池田4丁目8	熊本市西区池田3丁目 熊本市西区池田4丁目	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
池田2丁目4	熊本市西区池田2丁目 熊本市西区池田3丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
池田2丁目5	熊本市西区池田2丁目	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
池田2丁目7	熊本市西区池田2丁目	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
池田2丁目8	熊本市西区池田2丁目	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
出町	熊本市西区出町、 熊本市西区津浦町	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
津浦2	熊本市北区津浦町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
清水岩倉1丁目2	熊本市北区清水岩倉1丁目	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
清水岩倉1丁目3	熊本市北区清水岩倉1丁目、 熊本市北区兔谷3丁目	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第926号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大将陣一	熊本市西区河内町岳	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
余り	熊本市西区河内町岳	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
富塚	熊本市西区河内町岳	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
亀ノ甲2	熊本市西区河内町岳	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
椎倉	熊本市西区河内町岳	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
椎山1	熊本市西区河内町岳	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
外平	熊本市西区河内町岳	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
椎山2	熊本市西区河内町岳	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
相ヶ谷	熊本市西区河内町岳	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大坂	熊本市西区河内町岳	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大将陣	熊本市西区河内町岳	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西大谷1	熊本市西区谷尾崎町	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西大谷2	熊本市西区谷尾崎町	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
島崎7丁目1	熊本市西区島崎7丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
島崎7丁目2	熊本市西区島崎7丁目	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
面付	熊本市西区池上町	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

(別図1から別図16までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第927号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小迫2	熊本市北区山室1丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第928号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和4年（2022年）12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中尾台2	熊本市北区貢町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
江福田2	熊本市北区釜尾町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
江福田3	熊本市北区釜尾町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
花園7丁目6	熊本市西区花園7丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
花園7丁目7	熊本市西区花園7丁目	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
池田4丁目9	熊本市西区池田4丁目	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
池田4丁目10	熊本市西区池田4丁目	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
池田3丁目・大坪2	熊本市北区池田3丁目	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
池田4丁目11	熊本市西区池田4丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
徳王町1	熊本市北区徳王町、 熊本市北区貢町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
徳王1丁目1	熊本市北区徳王1丁目	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
高平1丁目2	熊本市北区高平1丁目	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
高平1丁目3	熊本市北区高平1丁目	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
高平1丁目・2丁目1	熊本市北区高平1丁目、 熊本市北区高平2丁目	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
麻生田1丁目1	熊本市北区麻生田1丁目、 熊本市北区清水岩倉3丁目	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
麻生田2丁目1	熊本市北区麻生田2丁目、 熊本市北区楡木2丁目	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
清水岩倉3丁目2	熊本市北区清水岩倉3丁目	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
楡木2丁目1	熊本市北区楡木2丁目、 熊本市北区麻生田2丁目	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
麻生田2丁目2	熊本市北区麻生田2丁目、 熊本市北区麻生田4丁目、 熊本市北区楡木3丁目	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第929号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地大坂 間 788番地先から	前	3.0 ～ 6.8	1,600	災害復 旧工事 に伴う 迂回路
			後	3.0 ～ 6.8	1,600	
		球磨郡球磨村大字一勝地淋 724番2地先まで		3.0 ～ 6.0	1,600	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)12月27日

熊本県告示第930号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字野々脇 655番1地先から 球磨郡相良村大字四浦東字山 手 4931番56地先まで	前	34.0 ～ 55.3	184.0	防交安 (災害 防除)
			後	41.7 ～ 124.6	184.0	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)12月27日

熊本県告示第931号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲 佐線	下益城郡美里町甲佐平字上霍 1378番地先から 同所 1390番3地先まで	前	25.1 ～ 44.0	190.4	廃道処 分
			後	11.6 ～ 30.3	190.4	

2 区域を変更する期日 令和4年(2022年)12月27日

熊本県告示第932号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2430番2地先から 同所 2430番2地先まで	223.0	活力創出 基盤交付 金
		球磨郡水上村大字湯山字舟石 2429番4地先から 同所 2429番4地先まで	101.0	

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)12月28日

熊本県告示第933号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年(2022年)12月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代郡氷川町高塚 892番2地先から 同所 1515番1地先まで	164.4	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和4年(2022年)12月28日

熊本県告示第934号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度(令和5年(2023年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まあじ知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まいわし知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

公 告

熊本県公告第882号

八代市に事務所を置く麦島土地改良区理事長吉田寛実から令和4年(2022年)11月14日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)12月16日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第883号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松本 裕一	熊本市南区蔦町	熊本市南区内田町字小築籠1912番
松永 龍悟	熊本市南區城南町島田	熊本市南區城南町島田字水洗174番ほか3筆
農事組合法人夢楽豊	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町芦屋田字鮎ノ目360番ほか31筆
上村 雄大	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町芦屋田字鮎ノ目359番ほか2筆
福島 浩二	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字原816番4ほか7筆
森永 秀徳	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町鏡村字五番割1909番1
堀田 勉	八代市植柳下町	八代市植柳下町字新谷3229番1ほか3筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市平山新町字一艘取5637番2ほか2筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字中古川4755番3
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字内福1817番3ほか2筆
福屋 主税	人吉市西間上町	人吉市七地町字里田212番
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字榎木丸3865番1ほか1筆
新和パレット合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字平良2044番ほか2筆
蓑田 勝哉	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字小屋ノ前5205番ほか3筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字引地771番2ほか7筆
大新ファーム森岡合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字杉ノ下183番2
川崎 眞志男	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字森ノ下4905番3ほか3筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)12月16日

熊本県公告第884号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告

する。
令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
竹下 大史	宇土市野鶴町	宇土市神合町字宮下175番
岩本 賢治	宇土市笹原町	宇土市笹原町字上ノ割774番ほか16筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)12月19日

熊本県公告第885号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山本 章太	水俣市陣内	水俣市月浦字中茂521番1
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字茶園935番ほか1筆
村田 輝幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字多良原2477番ほか3筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字茶園959番

2 認可年月日
令和4年(2022年)12月19日

熊本県公告第886号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度(2022年度)「首都圏等における“熊本地震からの復興プロモーション”」業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県知事公室広報グループ
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年(2022年)11月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区宇田川町40番1号
- 随意契約に係る契約金額
32,998,900円(うち消費税及び地方消費税の額2,999,900円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和4年(2022年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程
熊本県工業用水道供給規程（昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「33.8パーセント」を「33.9パーセント」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年12月27日

熊本県議会議長 溝 口 幸 治

熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第119条の見出し中「配布」を「提供」に改め、同条中「印刷して、議員及び関係者に配布する」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の提供の方法により議員に提供するとともに、当該会議録を印刷したもの又は電磁的記録の提供の方法により関係者に提供する」に改める。

第120条中「前条の」の次に「規定により議員及び関係者に提供する」を加える。

附 則

- この規則は、この規則の公布の日以後最初に招集される定例会の招集の日から施行する。
- この規則の施行の日前に閉会した会議に係る会議録の提供については、改正後の第119条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

正 誤

令和4年（2022年）11月1日熊本県告示第781号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
3	17	ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。